

# 「健康ばんざい 京のおばんざい弁当シリーズ」 認定手続きについて

## 京のおばんざい弁当普及推進協議会

この事業は、「栄養」や「京都らしさ」の基準(裏面参照)を満たしたお弁当を「健康ばんざい 京のおばんざい弁当シリーズ」として認定する制度です  
認定されたお弁当は、京都府のホームページで紹介します  
認定されたお弁当には、認定マークを貼って販売いただきます  
認定期間は、最長で6ヶ月です(期間は継続申請することができます)  
認定の手続きは下記のとおりです  
申請書類等の提出窓口は、京のおばんざい弁当普及推進協議会事務局(京都府健康対策課)です



### 登録申込み

初めてこの事業に取り組む時、登録申込みが必要となります 初回のみの手続きです

#### < 必要書類 >

登録申込書、営業許可書の写し(1部)

・上記書類を窓口へ持参してください

### 新規申請

#### 受付

・下記の書類を提出してください

#### < 必要書類 >

様式1~4、認定弁当販売情報、弁当写真(1部)

・提出は持参又は郵送のどちらでもかまいません

郵送の場合は、後日、内容を確認させていただくことがあります

・栄養計算については、以下の または を満たすことが必要となります  
管理栄養士もしくは栄養士が献立の栄養計算をすること  
栄養成分分析機関による分析を添付すること  
所属に管理栄養士・栄養士がいない等の場合は、  
(社)京都府栄養士会が、栄養計算や献立の相談に応じますので  
ご相談ください(実費負担が必要となります)

#### 一次審査

・提出された申請書類を確認します

・必要に応じ、ヒアリングの実施や内容の修正等をしていただくことがあります

#### 二次審査

・一次審査結果を含め、認定審査会において総合的に審査し、認定の可否を決定します

#### 認定

・認定通知書を発行します(認定マークを使用することができます)

## 継続申請

次のような場合に、申請してください

認定期間終了後も、継続して認定弁当を販売する  
以前に認定された弁当を、再び販売する

・下記の書類を提出してください

< 必要書類 >

様式7、様式4、様式3(新規申請時の写し)、弁当写真(1部)

・提出は持参又は郵送のどちらでもかまいません

郵送の場合は、後日、電話で内容確認することがあります。

## 認定後の報告

月1回、販売数を報告していただきます

・下記の書類を提出してください メールでの提出も可能です

< 必要書類 >

様式6、販売状況と弁当内容が分かる写真

## 弁当の規格基準 (8項目)

京都らしさを感じさせるお弁当であること  
15品目以上の食品を使用(調味料は除く)  
野菜(いも類を含む)を120g以上使用  
緑黄色野菜を必ず使用

エネルギー 600~750kcal  
主食エネルギー比 40~50%  
揚げ物は1料理以下  
食塩相当量 3.5g以下

### Sサイズ

野菜(いも類を含む)を100g以上使用  
エネルギー 500~580kcal  
食塩相当量 3.3g以下  
他、5項目は同じ

### Lサイズ

エネルギー 770~850kcal  
食塩相当量 3.7g以下  
他、6項目は同じ

## < 問い合わせ先 >

~ 京のおばんざい弁当普及推進協議会 事務局 ~

京都府 健康福祉部 健康対策課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入 京都府庁 2号館3階

TEL : 075-414-4738

FAX : 075-431-3970

E-mail : kentai@pref.kyoto.lg.jp

ホームページ : <http://www.pref.kyoto.jp/obanzai/>